

家具の転倒防止対策と防災用品などのあっせん

1 家具転倒防止金具の取付と家具の移動(無料)

家具転倒防止金具の取付、家具の移動に加え、新たに家具へのガラス飛散防止フィルムの貼付作業も無料で実施します。

対象 ▶	区分1	単身の高齢者および高齢者のみの世帯
	区分2	寝たきりの高齢者がいる世帯
	区分3	身体障害者手帳1～3級を持つ人がいる世帯
	区分4	愛の手帳1～3度を持つ人がいる世帯
	区分5	精神障害者保健福祉手帳1・2級を持つ人がいる世帯

申込 ▶ ハガキに「家具転倒防止金具取付等の申込」と明記し、住所・氏名・電話番号・対象区分・連絡希望時間帯を記入し、〒150-8510(住所不要)渋谷ヒカリエ8階防災センターへ郵送または持参 ※電子申請も可

内容 ▶ **家具転倒防止金具の取付**
たんす、食器棚、冷蔵庫などの家具類に、家具転倒防止金具(L型金具、ペルト式、ストッパー式、ボール式)を取付けます。

▶ **ガラス飛散防止フィルムの貼付**
家具(食器棚、本棚など)にガラス飛散防止フィルム(透明の粘着フィルム)を貼り付けます。

▶ **家具の移動**
家具転倒によるけがや通路のふさがりを防ぐため、家具を移動します。
※次のいずれかに該当する場合は対象外。
・分解しないと移動できないもの(例:高さが天井まである本棚)
・中身を軽くするため、または壊れ物の保護などのために、収納物を取り出す必要があるもの(例:食器棚)
・家具移動器材などでは移動できない重量のもの(例:ピアノ、飾り棚)
・移動に階段を使う場合

数量 ▶ 1世帯につき家具3点まで(例:同じ家具に家具転倒防止金具の取付と家具の移動を併せて行う場合は1点と数える)

全世帯を対象に、家具転倒防止金具、ガラス飛散防止フィルムなどの購入費用を1世帯10,000円を上限に補助します。詳しくは問い合わせください。

2 防災用品のあっせん

区の契約業者から防災用品を直接購入できます。下表以外の防災用品も取り扱っています。詳しくは、区ホームページをご覧ください。問い合わせください。

品番	品名	仕様	価格(税込送料込)
2381	野菜たっぷりスープセット [新規]	野菜たっぷりマトのスープかぼちゃのスープ1食分(160g)×各5袋 保存期間3年6か月	2,808円
2839	アルファ米(白飯)	1食分(乾燥米100g)×5袋 保存期間5年6か月	1,350円
2935	スーパー保存水	1.5ℓ×8本組 保存期間5年	2,073円
6116	トイレ用便袋(サニタクリーン)	高速吸水凝固シート付便袋20枚入	2,592円
6135	エマージェンシー ブランケット[新規]	1人用防寒シート ポリエチレン製 142cm×213cm 82g	691円

支払 ▶ 申込品到着時に代金引換
申込 ▶ ハガキに「渋谷区防災用品あっせん申込」と明記し、住所・氏名・電話番号・品番・品名・数量を記入し、〒125-0042 葛飾区金町2-8-20 東京都葛飾福祉工場「渋谷区防災用品あっせん」係へ郵送

住宅用火災警報器のあっせんも実施しています

※設置済みの場合でも、電池切れや部品の寿命により、10年を目安に交換が必要となります。

3 家庭用消火器のあっせん

種類 ▶ ABC粉末消火器3型(小型)(薬剤重量1.0kg)蓄圧式 **6,440円**(税・送料込)
ABC粉末消火器5型(中型)(薬剤重量1.5kg)蓄圧式 **7,304円**(税・送料込)
※購入者に限り古い消火器を有料で引き取ります。引取本数が購入本数以下の場合は1本648円、購入本数を超える分は、1本864円です。

申込 ▶ ハガキに「消火器購入」と明記し、住所・氏名・電話番号・種類・数量を記入し、〒150-8510(住所不要)渋谷ヒカリエ8階防災センターへ郵送または持参 ※電子申請も可



※各サービスの案内を、渋谷ヒカリエ8階防災センターや出張所で配布しています。詳しくは、区ホームページをご覧ください。問い合わせください。

防災訓練災害対策推進係 ☎3498-9408・9409、FAX 3498-9410

行政不服審査法が改正されました

公正性・利便性の向上などの観点から、行政不服審査法の抜本的な見直しが行われました。

◆改正の概要

公正性の向上

- ・処分に関与していないなどの要件を満たす「審理員」が審理手続を行う審理員制度の導入
- ・審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェックする行政不服審査会などへの諮問手続の新設

使いやすさの向上

- ・審査請求をすることができる期間を3か月に延長(現行60日)
- ・迅速性の確保などのため、標準審理期間の設定、計画的に審理手続を進めるための準備手続の新設、情報提供・公表の努力義務化など

問 文書課法制担当主査
☎3463-1316、FAX 5458-4922

やさしさが走るこの街 この道路

春の交通安全運動 4月6～15日

全国一斉に春の交通安全運動が実施されます。交通事故を防ぐには、一人ひとりが自らの安全は自らが守るという自覚を持って、お互いに責任ある行動をとることが大切です。

運動の基本

●子どもと高齢者の交通事故防止

子どもと高齢者の歩行中の事故が多発しています。外出時は交通ルールを守るとともに、車や二輪車に十分注意しましょう。

運動の重点

- 自転車の安全利用の推進
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転等の根絶
- 二輪車の交通事故防止

ご参加ください

【渋谷警察署主催】

「交通安全パレード」

- ▷日時 4月3日(日) 10:00から
- ▷ルート 神南小学校から八幡前広場まで
- ▷問い合わせ 渋谷警察署 ☎3498-0110

【代々木警察署主催】

「自転車シミュレーターによる自転車安全教室」

- ▷日時 4月9日(土) 13:00～15:00
- ▷場所 世塚駅前広場
- ▷申込 代々木警察署 ☎3375-0110

【原宿警察署主催】

「二輪車実技教室」

- ▷日時 4月14日(木) 13:00から
- ▷場所 明治神宮会館駐車場(代々木神園町1-1)
- ▷申込 原宿警察署 ☎33408-0110

4月10日は交通事故ゼロを目指す日です

一人ひとりが交通マナーを守り、交通事故にあわないよう心がけましょう。

問 土木清掃部管理交通係
☎3463-2773、FAX 5458-4908